

これが不当な取引方法です！



北海道消費生活条例では、「不当な取引方法」として次の9つの行為を禁止していません（条例第16条第1項第1号～第9号）。

1 不当な接近・消費者の意思に基づかない勧誘

◆目的を隠して近づくことや、消費者が望まない勧誘をしてはいけません。

(例)

- ・勧誘目的を隠して消費者に近づき勧誘する行為
- ・消費者の承諾なく電子メールやファクシミリで広告を送る行為



2 適合性原則違反・判断力不足便乗行為

◆消費者の状況に配慮しない契約や判断力の不足につけ込んだ勧誘をしてはいけません。

(例)

- ・知識や経験、収入、健康状態など消費者の状況に照らしてふさわしくない契約をさせる行為
- ・消費者の判断力不足につけ込んで勧誘する行為



3 消費者を誤認させる行為

◆「だまし」のテクニックはいろいろ。

(例)

- ・商品の内容や取引条件などについて、重要なことを告げない行為及び紛らわしい表現や事実と異なることを言って消費者を誤認させる行為
- ・国、地方公共団体や著名な法人、団体の関与を得ていると消費者を誤認させる行為



4 自由な意思の形成を妨害する行為

◆人の弱みにつけ込んで消費者の判断を歪めてはいけません。

(例)

- ・不幸の予言など心理的に不安な状態に陥らせる言動を用いて勧誘する行為
- ・勧誘を拒否しているのに勧誘する行為
- ・訪問販売お断りステッカーを貼っているのに無視して訪問し勧誘する行為
- ・迷っている消費者に決断を強要する行為
- ・消費者に迷惑を覚えさせるような方法を用いて勧誘する行為

